

みずほレポート

2004 年 4 月 12 日発行

国際会計基準審議会（IASB）の動向と わが国への影響

みずほ総合研究所

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 電話（03）3201-0517 まで。

要旨

1. 近年、企業活動のグローバル化や証券市場のボーダーレス化の進展に伴って、会計基準のグローバル・スタンダードを求める声が強まっており、国際会計基準（IAS）/国際財務報告基準（IFRS）に対する関心が世界的に高まっている。
2. 実際、欧州連合（EU）が域内の上場企業に対し、2005 年以降、IAS/IFRS に準拠した連結財務諸表の作成を義務付けるほか、オーストラリアや中国、韓国などが IAS/IFRS を取り入れる意向を示している。これまで IAS/IFRS と一線を画してきた米国でも、エネルギー大手エンロン社の破たんを契機に会計基準見直しの機運が高まり、財務会計基準審議会（FASB）が 2002 年に IASB と会計基準の統合に向けた共同作業を行うことで合意した。
3. こうした IASB の目指す会計基準の国際的な収れんは方向性としては望ましいと考えられるものの、IASB が現在進めているプロジェクトの中には、現行基準とは根本的に異なる考え方を採用し、これまでの会計慣行に劇的な変化を生ずる可能性のある項目が多く含まれている。例えば、保険契約の会計（第 2 フェーズ）は保険契約から生じる資産・負債を公正価値で評価することで保険会社等に大きな影響を与える可能性があり、包括利益報告は従来の利益の概念を一変させ得る内容である。同様に、企業結合、連結（含、SPE）、収益および負債についての概念などのプロジェクトにおける議論の行方にも注意する必要がある。IAS/IFRS が確定したからといって、わが国の企業にその適用が直ちに強制されるわけではないが、わが国はリエゾン国の一員でもあり、これらのプロジェクトが近い将来わが国に影響を及ぼすことは十分想定される。
4. 一方、世界的に会計基準の収れんに向けた動きが加速するなか、わが国においてもここ数年、会計基準の整備が急ピッチで進められ、リース資産の取り扱いなどを除き、国際的に見劣りのしない水準に達してきている。しかし、会計開発国際フォーラム（IFAD）の報告書で、日本が会計基準の国際的な収れんに否定的な国の 1 つとして名指しされるなど、わが国が行っている会計基準の国際的収れんへの貢献や、IAS/IFRS と日本基準との調和の推進などの取り組みに対する海外からの評価は芳しいものではない。さらに、英文で作成されたわが国企業の財務諸表の監査報告書に、米国の大手監査法人から「日本基準により作成された財務諸表であり、国際基準とは異なる」といった警句（レジェンド）が付されるレジェンド問題も依然として解決していない。
5. わが国としては、今後、国際的な会計基準の収れんの動きのなかで、IASB の活動を単に後追いするだけではなく、自ら積極的に関与してわが国の立場を反映させるように行動し、その旨の情報発信を行っていく必要がある。同時に、日本基準の国際的な信頼を回復させたうえで、当面の課題である日米欧の会計基準の相互承認を目指して、米国や EU の関係当局に対する働きかけを強めていくことも重要である。

（政策調査部 山本 均）

目次

1. はじめに	1
2. IASB の沿革	2
(1) IASC の成立と IOSCO の承認	2
(2) IASB への改組	2
3. IASB のプロジェクト（概観）	4
(1) 最初の検討テーマ（2001 年 7 月）	4
(2) 新作業計画（2002 年 6 月）	4
4. 完了したプロジェクト（株式報酬会計は別項）	5
(1) IFRS の初度適用に関する指針	7
(2) IFRS に関する趣意書	8
(3) 現行の IAS の改善	8
5. 保険契約の会計	9
(1) プロジェクトの目的および経過	9
(2) 公開草案の内容	10
(3) 公開草案が抱える問題点	11
(4) 保険契約の会計（第 2 フェーズ）	12
(5) プロジェクトが及ぼす影響	13
6. 企業結合	13
(1) プロジェクトの目的および経過	13
(2) 公開草案の内容	13
(3) 企業結合（第 2 フェーズ、パーチェス法の適用）	14
(4) プロジェクトが及ぼす影響	15
7. 包括利益報告（旧：業績報告）	16
(1) プロジェクトの目的	16
(2) 提案されている内容	16
(3) プロジェクトが及ぼす影響	18
8. 株式報酬会計	19
(1) プロジェクトの目的および経過	19
(2) 基準書の内容	19
(3) 基準書確定の影響	20
9. 金融商品に起因するリスクおよびその他の開示（旧：金融機関の活動）	21
(1) プロジェクトの目的	21
(2) 提案されている内容	21
(3) プロジェクトが及ぼす影響	23
10. IAS 第 32 号および第 39 号（金融商品）の改訂	23
(1) プロジェクトの目的および経過	23
(2) 基準書の内容	23
(3) マクロヘッジに関する改訂（公開草案の内容）	25

(4) 基準書確定の影響・追加プロジェクトが及ぼす影響	26
1 1. 連結（含、SPE）	27
(1) プロジェクトの目的	27
(2) 提案されている内容	27
(3) プロジェクトが及ぼす影響	29
1 2. 収益および負債についての概念	29
(1) プロジェクトの目的	29
(2) 提案されている内容	30
(3) プロジェクトが及ぼす影響	31
1 3. IASB のあり方と日米欧の会計基準の相互承認	31
(1) IASB のガバナンスや会計基準の設定手続きに対する批判・懸念	31
(2) 日米欧の会計基準の相互承認	32
1 4. おわりに	33

1. はじめに

近年、企業活動のグローバル化や証券市場のボーダーレス化の進展に伴い、会計基準のグローバル・スタンダードを求める声が強まっている。こうしたなか、米国会計基準（USGAAP）と並んで、国際会計基準（IAS）/国際財務報告基準（IFRS）に対する関心が世界的に高まっている。

IAS とは、国際会計基準委員会（IASC）が設定・公表した財務諸表作成に関する国際的統一化のための会計基準である。2001 年からは、IASC の組織変更に伴い、国際会計基準審議会（IASB）が新しい会計基準設定主体として活動を開始しており、IASB が策定する会計基準は IFRS と呼ばれている（なお、IFRS は IAS/IFRS 両者の総称としても用いられる）。

最近の IFRS をめぐる海外の動向を見ると、普及に向けた動きが活発となっている。まず、欧州連合（EU）が域内の上場企業に対し、2005 年以降 IFRS に準拠した連結財務諸表を作成することを義務付けたことから、2005 年にはおよそ 7,000 社が IFRS の適用を開始することになる。EU 以外でも、オーストラリアや中国、韓国などが IFRS を取り入れる意向を示しており、今後数年間で IFRS を強制あるいは許容する国は急速に増加すると見込まれている。さらに、これまで IFRS とは一線を画してきた米国でも、エネルギー大手エンロン社の破たんを契機に会計基準見直しの機運が高まり、会計基準設定主体である財務会計基準審議会（FASB）が、2002 年に IASB と会計基準の統合に向けた共同作業を行うことで合意した（ノーウォーク合意）。2003 年には IASB から FASB との短期収れんプロジェクトに関する最初の草案（公開草案第 4 号「非流動資産の処分および廃止事業の表示」）が公表されている。

このように世界的に会計基準の統一化に向けた動きが加速するなか、わが国においてもここ数年、会計基準の整備が急ピッチで進められてきた。具体的には、連結財務諸表の見直し、キャッシュ・フロー計算書の作成、研究開発費会計、税効果会計、退職給付会計、金融商品の時価会計が相次いで実施され、今後も減損会計や企業結合会計の導入が予定されている。こうした動きが奏功し、わが国の会計基準は、リース資産の取り扱いなどを除き国際的に見劣りしない水準に達してきている。

しかし、IASB が現在検討している項目の中には、わが国の現行基準とは根本的に異なる考え方を採用し、これまでの会計慣行に劇的な変化を生ずる可能性のある項目も含まれている。わが国はリエゾン国¹の一員でもあり、IASB で現在行われている議論が近い将来影響を及ぼすことは十分想定されることから、今後も IASB の動向を注視していく必要がある。

¹ IASB の委員 14 名のうち 7 名は主要国の会計基準設定主体との密接な連絡を行い、IFRS の各国への反映に努める責務を負う「リエゾンメンバー」である。リエゾンメンバーが置かれる国が「リエゾン国」であり、現在はオーストラリア・ニュージーランド、カナダ、フランス、ドイツ、日本、英国、米国がリエゾン国となっている。

以下では、IASB の沿革や最近の検討課題などについて見る。

2. IASB の沿革（図表 1）

（1）IASC の成立と IOSCO の承認

IASB の前身である IASC は、1973 年に IAS の作成と公表を目的として、オーストラリア、カナダ、フランス、西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国・アイルランド、米国の会計士団体により設立された。

しかし、民間機関である IASC が作成する IAS は、本来、強制力を持つものではなく、また、IAS の内容が各国で確立されている独自の会計制度と相いれない部分も多かったことから、当初は IAS に準拠した財務諸表を作成する企業は少なかった。

その後、87 年に各国の証券市場を監督する政府組織の国際組織である証券監督者国際機構（IOSCO）が IASC の諮問グループに参加し、翌 88 年に IASC の活動に対する支持表明を行ったことにより、IAS の普及に向けた道が開けることになる。

IOSCO は 93 年に会計基準として最低限保有しているべき一連の項目（コア・スタンダード）のリストを示し、95 年には、IASC が 99 年までにコア・スタンダードを完成すること、および完成した際には IOSCO が企業の国際的な資金調達における IAS の利用について検討することを約束した。

IASC は 98 年にコア・スタンダードを完成し、これを受けて IOSCO は 2000 年に、加盟国に対し他国における上場および起債の際に IAS を認めることを勧告した。この勧告により、国際的な資金調達のために IAS を利用できる環境が整ったことから、IAS が国際的な基準として認知されるようになった。

（2）IASB への改組

IASC の国際的な地位が向上するとともに、IAS の設定プロセスや設定メンバーに関する透明性が求められるようになってきたことから、IASC は 98 年にディスカッション・ペーパー「IASC の将来像」を発表し、自ら組織改革を提案した。これに対し FASB から、国際会計基準の設定は会計士団体ではなく各国の会計基準設定主体の出身者で構成された機関で行うべきとの意見が出されたこともあって、IASC は 2001 年に会計士団体を構成員とする組織から、各国の会計基準設定主体との連絡調整者（リエゾンメンバー）を中心とした理事会、すなわち IASB を中核とする組織へと体制を移行した²（図表 2）。

IASB は、透明で比較可能な財務情報を示すために必要な、高品質で利用しやすい一連のグローバルな会計基準を作ることを目的とし、さらに各国の会計基準設定主体と協力して全世界の会計基準の収れんを成し遂げることを目指している。

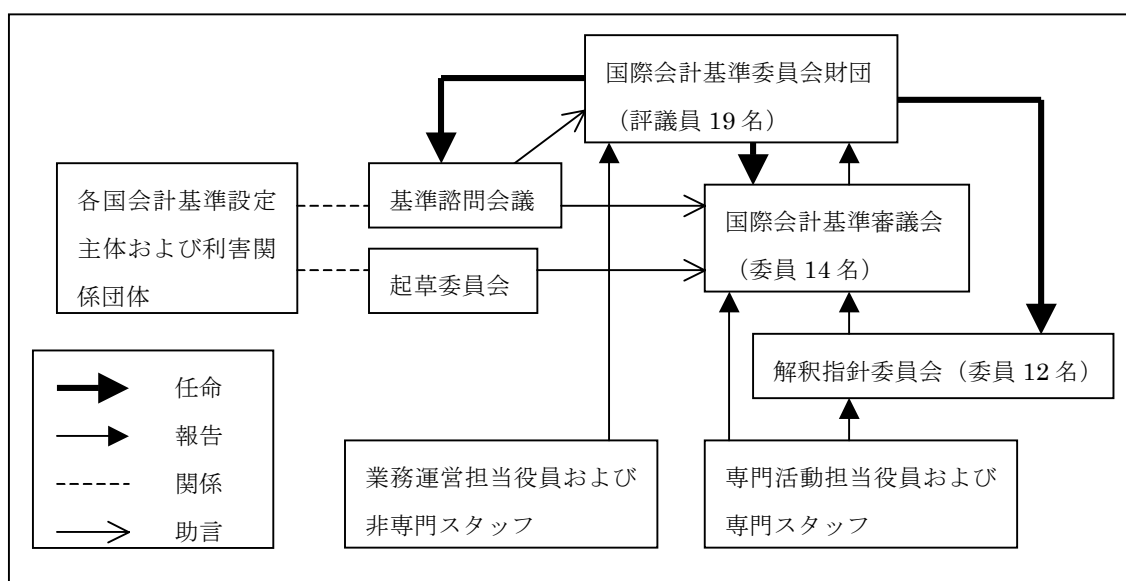
² より厳密に言えば、IASC は非営利法人の国際会計基準委員会財団（IASCF）へと改組され、その下に IASB が創設された。

図表 1 : IASB 関連年表

1973	IASC 設立
1976	G10 中央銀行総裁会議が銀行の財務諸表に関するプロジェクトに関し、IASC への協力と資金提供を決定
1987	IOSCO が IASC の諮問グループに参加
1988	FASB が IASC の諮問グループに参加、理事会にオブザーバー参加
1990	欧州共同体（EC）が IASC の諮問グループに参加、理事会にオブザーバー参加
1993	IOSCO がコア・スタンダードのリストに合意
1995	1999 年までにコア・スタンダードを完成させることを IOSCO に約し、完成した際には、IOSCO がクロスボーダー取引における IAS の利用を検討することで合意
	欧州委員会が IASC と IOSCO の合意および多国籍企業の IAS 使用を支持
1996	IOSCO が IASC 理事会にオブザーバー参加
1998	コア・スタンダードが完成
1999	IOSCO がコア・スタンダードの検討を開始
2000	バーゼル銀行監督委員会が IAS 支持を表明
	IOSCO が加盟国に対し、他国における上場および起債の際に IAS を認めることを勧告
	IASC 構成国会議が IASC の改革と新定款を承認
	欧州委員会が 2005 年までに EU 域内の上場企業に IAS 使用を義務付ける方針を表明
2001	欧州委員会が 2005 年までに EU 域内の上場企業に IAS 使用を義務付けることを法制化
	新組織が発足

（資料）IASB

図表 2 : IASB 関連機構図



（資料）IASB

3. IASB のプロジェクト（概観）

IASB は上記の目的を掲げ、発足以降さまざまなプロジェクトの検討を進めている。また、EU が 2005 年以降、すべての上場会社に IFRS を強制適用することを決定したこともあって、新基準の開発はスピードを上げてきている。

ここでは、IASB 発足以降の各種プロジェクトについて説明する。

(1) 最初の検討テーマ（2001 年 7 月）

IASB は、2001 年 7 月に最初の検討テーマとして 9 つのプロジェクトを発表した（図表 3）。これらのプロジェクトは大きく 3 つに分かれ、IASB が中心となって会計基準の統合を図っていくものが 4 つ、現行 IFRS の適用を容易にするためのものが 2 つ、IFRS の質を高めるためのものが 3 つとなっている³。

図表 3：IASB の最初の検討テーマ

- リーダーシップの発揮と会計基準の統合を目的とするプロジェクト
 - ・ 保険契約の会計
 - ・ 企業結合
 - ・ 業績報告
 - ・ 株式報酬会計
- IFRS の適用をより容易とすることを目的とするプロジェクト
 - ・ IFRS の初度適用に関する指針
 - ・ 金融機関の活動：開示および表示（その後すべての預金受入業務、貸出業務および証券業務も対象として含まれることとなった）
- 現行の IFRS の改善を目的とするプロジェクト
 - ・ IFRS に関する趣意書
 - ・ 現行の IAS の改善
 - ・ IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」の改訂（その後 IAS 第 32 号「金融商品：開示および表示」も範囲として含まれることとなった）

（資料）IASB、企業会計基準委員会

(2) 新作業計画（2002 年 6 月）

IASB は、最初に立ち上げた 9 つのプロジェクトの審議が進み、多くのプロジェクトで公開草案の発表あるいはその準備段階に至った 2002 年 6 月に、新しい作業計画を発表した（図表 4）。新しい作業計画は、最初のプロジェクトのうち完了していないものと並行して検討を行うテーマとして 3 つを挙げるとともに、中長期的に取り扱うべきテーマについての展望も示している。

³ これらのプロジェクトに加え、パートナーである各国会計基準設定主体によって審議が進められている 16 の検討課題に関し、共同作業を行うか、少なくとも作業を注視していくとしている。

図表 4：新たに追加されたプロジェクト

- 継続中のプロジェクトと並行して検討を開始するプロジェクト
 - ・ 連結（SPE－特別目的事業体を含む）
 - ・ 収益一定義および認識－および負債についての関係領域
 - ・ 収れん－IASB が現行の国際基準と各国の基準から高品質の解決が得られると考えているテーマに関して－
 - 年金会計
 - 法人所得税（税効果会計）
 - セグメント報告
 - 再評価（有形固定資産に関する IAS が許容している時価による再測定方法の統合化）
- 研究活動に着手するプロジェクト（準備が整った段階で主要な検討テーマに移行）
 - ・ 中小企業および新興経済圏の企業に対する国際会計基準の適用
 - ・ リース会計
 - ・ 概念上の問題－会計上の基礎的な要素に対する再検討を実施し、測定の問題、なかでも最初に減損についての作業を検討する
 - ・ 金融商品会計のいくつかの側面
- より将来的な観点から初期的な作業を開始するプロジェクト
 - ・ 財務報告に関する経営者の報告（MD&A）
 - ・ 採掘産業の会計
 - ・ 公共分野その他の利用権の会計（例えば運輸、医療その他のインフラ関連活動に関する公的部門から民間部門への委託契約）

（資料）IASB、企業会計基準委員会

4. 完了したプロジェクト（株式報酬会計は別項）

IASB が掲げた検討テーマのうち、株式報酬会計、IFRS の初度適用に関する指針、IFRS に関する趣意書、現行の IAS の改善、IAS 第 32 号および第 39 号（金融商品）の改訂（マクロヘッジに関する改訂を除く）については既に基準書が確定している。また、保険契約の会計（第 1 フェーズ）、企業結合、金融商品会計のうちマクロヘッジに関する改訂については、EU において 2005 年から適用されるためのおおよその期限とされる 2004 年 3 月までに基準書が確定する見込みとなっている（図表 5）。

一方、保険契約の会計（第 2 フェーズ）と包括利益報告（旧：業績報告）は、各界からの反対意見が多く当初の予定より審議が遅れていることから、サンセット・レビューの対象となった。サンセット・レビューとは、プロジェクト開始後 2 年経過しても論点整理や公開草案などの成果物の公表に至らない項目について、その存続を含めてプロジェクトのあり方を見直す手続きである。その後、2003 年 11 月の IASB 会議で見直しが実施された結果、両プロジェクトとも継続されることとなった。この合意により、保険契約の会計（第

図表 5 : IASB の主なプロジェクトの進行状況

	公開草案	基準書確定
保険契約の会計 (第 1 フェーズ) (第 2 フェーズ)	2003/7 2005	2004/1~3
企業結合 (第 1 フェーズ) (第 2 フェーズ、パーチェス法の適用)	2002/12 2004/4~6	2004/1~3 2005
包括利益報告 (旧 : 業績報告) (※)	未定	
株式報酬会計	2002/11	2004/2
IFRS の初度適用に関する指針	2002/7	2003/6
金融商品に起因するリスクおよびその他の開示 (旧 : 金融機関の活動)	2004/4~6	2005
IFRS に関する趣意書	2001/11	2002/5
現行の IAS の改善	2002/5	2003/12
IAS 第 32 号および第 39 号 (金融商品) の改訂 ー マクロヘッジに関する改訂	2002/6 2003/8	2003/12 2004/1~3
連結 (含、SPE)	2004/10~12	
収益および負債についての概念	2004/10~12	
IFRS と各国基準の短期収れん ー FASB との共同作業 (第 1 フェーズ) ー 資産の処分および廃止事業 ー IAS 第 37 号 (引当金、偶発債務および偶発資産) ー その他の収れん ー 年金会計 (※) ー IAS 第 20 号 (国庫補助金会計と政府補助の開示) の改廃	2003/7 2004/4~6 2004/4~6 2004/4~6	2004/1~3 2005 2005 [2004/10~12]
中小企業の会計 (※)	未定	
採掘産業の会計	2004/1	2004/10~12

(注) 斜字は予定。2004 年 3 月 1 日時点の情報に基づき作成。

企業結合 (第 1 段階) については、IFRS 第 3 号を公表した後、相互会社やオーストラリアなどに存在する特殊な事例を盛り込む形での微修正が予定されている (公開草案 : 2004/4~6、基準書確定 : 2004/7~9)。

※はプロジェクト自体が見直しの対象となっているもの。年金会計の見直しは包括利益報告プロジェクトの遅れに伴う措置。中小企業の会計は 2004/4~6 月期にディスカッション・ドキュメントの発表を予定。

採掘産業の会計が EU での 2005 年適用に対応するための暫定的取り扱いの作成を目標に審議が進められるなど、検討の順序には 2002 年 6 月に発表された作業計画から若干の異同がある。

(資料) IASB

2 フェーズ) は 2004 年 5 月にプロジェクトを再開し、2005 年 6 月を目標に公開草案を完成させることとなった。包括利益報告プロジェクトについては、成果物の公表時期などが明らかにされていないものの、討議資料を公開し関係者との情報交換を密にしていくこととされた。

(1) IFRS の初度適用に関する指針

今後、世界各国の多数の企業が IFRS を適用することになると見込まれることから、IFRS を新たに適用する企業が各国内基準から円滑に移行できるように、その方法を定めるのがこのプロジェクトである。2002 年 7 月に草案 (公開草案第 1 号) が公開され、2003 年 6 月に基準書として確定した (IFRS 第 1 号)。

IFRS 第 1 号では、IFRS を初めて適用する企業は報告日現在で有効な各 IFRS に従うこととされ、①IFRS が認識を要求するすべての資産・負債を (従来の各国基準では認識されていないものを含め) 認識する、②IFRS が資産・負債としての認識を認めない項目は認識しない、③認識済みのすべての項目を IFRS に従い分類・再測定する、ことが一般的に要求されている。また、IFRS の初度適用に際し、最低でも 1 年分以上の IFRS に基づく比較情報が必要とされているため、例えば IFRS に基づく財務諸表を 2005 年 12 月期決算から公表する場合には、少なくとも 2004 年 1 月 1 日に開始する貸借対照表を IFRS に基づき作成する必要がある。

ただし、全面的遡及適用の困難性を考慮して、例外規定が設けられている⁴。例えば、貸借対照表の開始日以前に行われた企業結合について、IAS 第 22 号「企業結合」を遡及適用しないよう選択することができる。これに伴い、現在検討中の企業結合プロジェクトにおいて公開草案の通り持分プーリング法が廃止されたとしても、既に持分プーリング法を適用して処理した過去の企業結合についてパーチェス法を用いて修正する必要はない。

IFRS 第 1 号が適用されても、多くの企業にとって移行作業は複雑で時間のかかるものであり、また、過去の利益が従来報告していたものと著しく異なった場合に市場がどう反応するかといったリスク要因も存在する。

現段階では、わが国の企業に IFRS に基づいた財務諸表を作成する義務はない。しかし、欧州などに活動拠点を置く企業が将来的に IFRS に基づく財務報告の作成を市場から迫られる可能性は皆無と言えないことから、IFRS の初度適用についても早い段階から注意を払っておく必要があろう。

⁴ 具体的には、①IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、②同第 16 号「有形固定資産」・同第 38 号「無形資産」・同第 40 号「投資不動産」、③同第 19 号「従業員給付」、④同第 21 号「外国為替レート変動の影響」、⑤同第 22 号「企業結合」、⑥同第 32 号「金融商品：開示および表示」、⑦同第 39 号「金融商品：認識および測定」、⑧グループ報告、に関し、例外規定が設けられている。

(2) IFRS に関する趣意書

趣意書は、IASB の目的および諸手続きの設定と、IFRS の範囲、効力、および適用時期を説明するもので、IFRS の序文として位置付けられている。IAS に関する趣意書は、1975 年に公表された後、82 年に最後の改訂がなされていたが、2001 年に新しく IASB が発足したことから、組織変更に合わせて内容を再度改訂したのが本プロジェクトである。新しい趣意書は、2001 年 11 月に草案が公表され、2002 年 5 月に確定した。

趣意書に示された IASB の目的は、①世界のさまざまな資本市場参加者や経済的決定を行うその他の情報利用者に役立つように、財務諸表やその他財務報告に、質が高く透明で比較可能な情報を要求する、高品質・理解可能・実行可能な国際的な会計基準を開発すること、②これらの基準の利用と厳格な適用を促進すること、③高品質の解決をもって各国の会計基準と IFRS との収れんを成し遂げるよう、各国の会計基準設定主体とともに積極的に作業すること、とされている。

ここで注目すべきは、IASB が、会計基準の国際的な調和化 (harmonization) を図る方針をとっていた IASC からさらに踏み込み、国際的な会計基準を開発するとともに会計基準の収れん (convergence) を目指すことを明確にした点である。今日、国際的な会計基準の収れんが急速に進められようとしているが、趣意書の文言はこうした動きを表象するものと言えるであろう。

(3) 現行の IAS の改善

これは、これまでに発行された IAS の部分的な改訂を目的として、会計処理の選択肢の削減や規定の明確化を行うプロジェクトである。改訂作業は IOSCO を始めとする諸機関から出された既存の IAS の改善提案を踏まえて実施された。

改善プロジェクトの結果、2003 年 12 月に 13 の IAS の改訂と 1 つの IAS の廃止決定が公表された (図表 6)。なお、2002 年 5 月に公開された草案には 12 の IAS の改訂と 1 つの廃止が盛り込まれていたが、草案公表後の審議を踏まえ、IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」が付け加えられている。

本プロジェクトによって選択肢の削減や規定の明確化がなされた事項として、①棚卸資産の評価における後入先出法の削除、②ヘッジ手段がない通貨の大幅な切り下げや下落による為替差損の資産計上の禁止、③連結貸借対照表において、少数株主持分を資本の部に親会社持分と区分して表示することの強制、④会計方針の自発的な変更の遡及適用と、過年度のすべての重大な誤りの訂正について遡及的修正再表示の強制 (従来は影響額を当期損益に含めるという選択肢あり)、⑤持分法を適用する際に使用する関連会社の財務諸表が投資企業と異なる決算日で作成され、その相違が 3 か月を超える場合、当該財務諸表の使用の禁止、⑥会計方針の適用にあたり経営者が行った重要な判断についての開示の強制、⑦主要な経営管理者について報酬の開示の強制、などが挙げられる。

図表 6：公表された改善基準

改訂された IAS——13 基準	
IAS 第 1 号	財務諸表の表示
IAS 第 2 号	棚卸資産
IAS 第 8 号	会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬
IAS 第 10 号	後発事象
IAS 第 16 号	有形固定資産
IAS 第 17 号	リース
IAS 第 21 号	外国為替レート変動の影響
IAS 第 24 号	関連当事者についての開示
IAS 第 27 号	連結および個別財務諸表
IAS 第 28 号	関連会社への投資
IAS 第 31 号	ジョイント・ベンチャーに対する持分
IAS 第 33 号	1 株当たり利益
IAS 第 40 号	投資不動産
廃止が決定された IAS——1 基準	
IAS 第 15 号	物価変動の影響を反映する情報

(資料) IASB、企業会計基準委員会

5. 保険契約の会計

(1) プロジェクトの目的および経過

保険事業がグローバルなものとなったにもかかわらず、保険契約に関する会計処理方法は世界各国でまちまちであり、他の産業の会計実務と整合的でない点も多い。また、保険契約に関する IFRS は存在せず、しかも引当金、金融商品、無形資産に関する現行基準の適用範囲からも除外されている。このような現状を踏まえ、本プロジェクトは資産・負債の概念フレームワーク（財務諸表の作成・表示に関する枠組み）と首尾一貫した、保険契約に関する会計基準を設定することを目的としている。

しかし、保険負債の時価会計を中心に議論が紛糾し、EU の 2005 年適用までにプロジェクト全般の合意を形成することが時間的に困難になったことから、IASB は 2002 年 5 月に本プロジェクトの検討を 2 段階に分けて行うこととした。

このうち第 1 フェーズは、EU の保険者（保険会社等）が IFRS を 2005 年に適用するための当座の措置を定めるものであり、その目的は、①IASB がプロジェクトの第 2 フェーズを完成する際に内容を逆転させる必要が生じるような大きな変更を要求せずに、保険契約に関する会計実務において限定的な改善を行うこと、②保険契約を発行する企業（保険者）に対し、保険契約に関する情報の開示を求めること、の 2 つである。2003 年 7 月には、

各国の現行の会計基準を適用することを基本的に認める公開草案が公表されている（公開草案第 5 号）。

また、第 2 フェーズは、保険契約の会計に関する概念上・実務上の論点をより広範に取り扱う予定であり、本格的な基準として 2007 年から適用することを目指している。

(2) 公開草案の内容

公開草案によれば、第 1 フェーズは他の基準書が適用対象としているものを除き、企業が発行するすべての保険契約（再保険契約を含む）と保有する再保険契約に適用される。一方、IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」の適用対象となる金融資産・負債のような、保険者の他の資産・負債には適用されない⁵。また、保険契約者の会計処理も対象外である。なお、保険契約とは、「ある主体（保険者）が、特定の不確実な事象（保険事象）が保険契約者や他の受益者に不利な影響を与えた場合に、保険契約者や他の受益者に給付を行うことを同意することにより、他の主体（保険契約者）から重大な保険リスクを引き受ける契約」と定義されている。保険リスクとは、財務リスク（特定の利率、証券価格、商品価格、外国為替レート、価格やレートの指数、信用格付けや格付け指数、またはその他の変数のうち、非金融変数の場合にはその変数が契約の当事者特有のものでないもので、1 つあるいはそれ以上の、将来の変動リスク）以外のリスクで、契約の保有者から発行者へ移転されるものを指し、保険リスクが「重大である」とは、「保険契約から生じる保険者の正味キャッシュ・フローの現在価値に重要な変化をもたらす合理的な蓋然性が存在する場合」であるとしている。したがって、現在は実務上保険契約として扱われているものであっても、重大な保険リスクが移転していない場合には金融商品として IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」を適用することになる。

公開草案は EU の 2005 年適用を前にした暫定基準としての色彩が強く、基本的に各国の現行の会計基準を踏襲したうえで、IASB の概念フレームワークから大きく逸脱している取り扱いのみ認めない方針を示している⁶。すなわち、①異常危険準備金および平衡準備金（大災害などの損害損失に充当すること、支払いの均等化を図ることを目的に計上されている負債項目）は、現在の契約者との関係が希薄であり負債計上の要件を満たさないため、廃止すること、②保険者の既存の会計方針に損失認識テスト（将来のキャッシュ・フローの

⁵ より具体的に言えば、「保険契約の会計」は「保険契約に適用する会計」であって「保険会社に適用する会計」ではないため、例えば IAS 第 39 号で評価される、保険契約の見合いとして保有する資産（金融資産）や、保険契約を発行している会社が発行する、保険契約以外の金融商品（金融負債）には適用されない。

⁶ IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬」では、会計基準が存在しない場合、基本的に IASB の概念フレームワークに立ち戻って会計処理を行うこととされている。保険契約の会計（第 1 段階）では基本的に各国の基準を適用することとされているが、各国の基準がすべて IASB の概念フレームワークに合致しているわけではない。そこで、IAS 第 8 号の適用を免除したうえで、概念フレームワークから大きく逸脱した取り扱いのみ認めないアプローチが採用された。ただし、IAS 第 8 号適用の免除は、2007 年 1 月 1 日より前に開始する会計年度に限られる。

見積もりに基づき、負債が過小であることが明らかになった場合に、負債の積み増しと損失の認識を求める手続き)がない場合に、当該テストを強制すること、③保険負債が免除・解約・満期となるまで、保険負債を貸借対照表へ計上し、関連する再保険資産と相殺せずに表示することを保険者に強制すること、が規定されている。

また、第 1 フェーズの期間中に会計方針を変更することは、会計情報の目的適合性と信頼性が高まる場合に限り認められる。また、保険負債を現在価値に割り引かずに測定することや、保険負債の測定にあたり将来投資マージンを反映させることなどは、これらを含んだ既存の会計方針を引き続き適用する場合のみ認められ、新たに適用することは禁止されている。

組込デリバティブが保険契約の定義を満たす場合には、組込デリバティブを分離して公正価値で測定する処理方法を取る必要はない。すなわち、死亡保険金の金額が株価インデックスに連動する保険契約など、保険契約にデリバティブが組み込まれている場合において、当該デリバティブを分離して会計処理するか否かは、当該デリバティブが保険契約に該当するか否かが判断基準となる。保険契約に該当する場合には双方を一体として会計処理を行うことが認められる一方、該当しない場合には組み込まれたデリバティブを分離して IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」に基づき、公正価値で評価することになる。

保険契約が「保険要素」と「積立要素」に分離できる場合、アンバンドリング（分離して会計処理すること）が必要となる場合がある。すなわち、それぞれのキャッシュ・フローが影響を及ぼすか否かが判断要素となる。影響する場合には双方を一体として会計処理を行う一方、影響しない場合には、「積立要素」について IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」を適用することになる。

さらに、公開草案では以下の開示が要求されている。

- 保険者の財務諸表記載の保険契約に関連する金額の把握および説明
- 保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの見積額、時期および不確実性
- 保険者の保険資産・保険負債の公正価値

このうち、保険者の保険資産・保険負債の公正価値の開示要求は 2006 年 12 月 31 日から適用されることとされている。

(3) 公開草案が抱える問題点

公開草案の問題点として、まず、資産と負債の評価方法にミスマッチが生じてしまうことが挙げられる。すなわち、資産が IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」に基づき公正価値で評価される一方、負債は各国の会計基準に準拠して会計処理されることになる。現在、多くの国では負債は償却原価法を用いて評価されており、公正価値による評価はなされていない。そのため、資産と負債でミスマッチが生じ、その影響が損益計算書にそのまま表れるとともに資本のボラティリティーが高まるという問題が発生してしまうのである。この問題に対しては、既に金融商品の時価会計が適用されており、時価変動の影響を

緩和すべく保険会社に限定して「責任準備金対応債券」という区分⁷が創設されているわが国の手法に倣い、「保険負債対応資産」という新たな区分を設けることも議論されたが、採用されなかった⁸。2004年1月のIASB会議における暫定合意では、保険負債の再測定に際し、金利やその他の基礎率を期末時点のものに更新する手法が認められ、負債側の測定ベースにのみ選択肢を導入することによって対応することとされた。

次に、各国の現行の会計基準とIASBの概念フレームワークが異なっても、その相違が大きなものでない場合にはそのまま各国基準を適用することを認める規定は2007年1月1日より前に開始する会計年度に有効期間が限られている。そのため、もし、第2段階の完成が遅れた場合には、齟齬をきたす結果となりかねない。

さらに、2006年12月31日からの保険者の保険資産・保険負債の公正価値の開示要求についても、第2フェーズで議論される本格基準の適用開始のメドが2007年であることから、これより1年早い適用には反対意見が数多く寄せられた。反対理由として挙げられたのは、公正価値に関する議論が収束しておらず、また公正価値測定の方法も示されていないなかで、開示の時期だけ決定するのは尚早であることや、企業が実務的に対応するには時間的に困難であること、などである。その後、これらの反対意見を踏まえ、2003年11月のIASB会議において公正価値の開示要求は撤回されるに至った。

(4) 保険契約の会計（第2フェーズ）

保険契約の会計（第2フェーズ）では、①収益・費用を繰り延べ、一定期間が経過した時点で損益を認識する方法（繰延法）ではなく、保険契約から生じる個々の資産・負債を直接測定する方法（資産負債法）を採用すること、②保険契約から生じる資産・負債は公正価値で評価すること、③保険契約者が契約満了前に契約を解約できる保険契約について、解約のオプション価値を算出するにあたっては、一定の要件を満たした場合に限り、当該契約において特定された将来の純保険料を含めること、④新契約費（保険契約締結のための費用）は発生時に費用として認識すること、⑤保険契約者による測定において、保険者が行うよりも簡便な方法を認めること、などが現段階で示されている。

このうち、資産負債法の採用について、現行の各国基準においては繰延法を採用している例が多いものの、IASBは繰延法では自らの概念フレームワークと整合性が取れないとしている。

また、公正価値評価に際しては、市場価格をベースとした割引率で現在価値に割り引くことを必須とするほか、資産の運用に関する予測を盛り込むことを禁止し、期待キャッシ

⁷ 満期保有目的債券は償却原価法が適用されるものの、部分的にでも売却を行うとその他有価証券に区分変更を求められるため、特定の負債と関連付けることおよび、負債の金利感応度と債券の金利感応度をほぼ同一に保つことを条件に、「売却が可能であるにもかかわらず償却原価法に従う資産区分」を保険会社に限って特別に認めたものである。

⁸ 本件とともに、満期保有目的に区分する基準を緩和する（すなわち、一定の条件を満たした場合に、部分的に売却をしても他の区分への変更を求めない）アプローチも検討されたが、採用されなかった。

ュ・フローにリスク・プレミアム等を調整することや、保険契約の信用リスクを考慮することを求めている。

(5) プロジェクトが及ぼす影響

現在わが国において、保険負債を評価する際には、契約した時点の保険料算定基礎（予定死亡率、予定利率、予定事業費率）が継続して使用される。あわせて、将来の収支予測が行われ、将来の損失が認められる場合に追加責任準備金の計上が求められる。さらに、将来の損益を新契約時に認識せず、収益プロセスの完結、すなわちリスクの開放に伴って収益が認識される繰延法が用いられている（いわば実現主義に基づいている）。

一方、本プロジェクトでは、基礎率は評価の都度洗い替えされる。また、資産負債法が採用されるため、将来の損益が初期段階においても認識される。

このことを見ても分かるように、わが国における保険契約の会計と IASB の検討内容は相反する性格を有している。もちろん、IASB が議論している方向で IFRS が確定しても、わが国の保険会社等が直ちに適用を強制されるわけではない。しかし、本プロジェクトで検討されている内容は、将来的にわが国の保険契約に関する会計を一変させかねないものであり、保険会社等に多大な影響を及ぼす可能性を秘めていると言えよう。

6. 企業結合

(1) プロジェクトの目的および経過

企業結合に関する会計基準は、各国ごとに内容がさまざまであり、その相違が著しく異なる結果を生じさせることから、会計基準の国際的収れんを進めるうえでの懸案の 1 つとなっており、IASB 主導で処理方法の収れんが図られている。

本プロジェクトは 2 段階に分けて進められている。第 1 フェーズは企業結合の定義や、企業結合における適切な会計処理方法（パーチェス法（「事業の取得」を優先する考え方で、資産・負債の取得原価を取得時の公正価値で測定する手法）と持分プーリング法（「持分の継続」を優先する考え方で、資産・負債を結合前の帳簿価額のまま引き継ぐ手法）の優劣）、および企業結合によって得られたのれんや無形資産の処理方法について、既存の基準の収れんを図ることを主眼に進められており、2002 年 12 月に公開草案が発表された（公開草案第 3 号）。なお、具体的な成果物としては、IAS 第 22 号「企業結合」に代わる IFRS の確定と、IAS 第 36 号「資産の減損」、IAS 第 38 号「無形資産」の改訂が目標となっている。

(2) 公開草案の内容

公開草案は、持分プーリング法の使用を禁止し、公開草案が適用される範囲のすべての企業結合（ジョイント・ベンチャーの形成と共通支配下の取引は公開草案が対象とする取引からは除外されている）についてパーチェス法を用いて会計処理することとされている。

また、のれんについては償却を行わず、減損テストを実施する手法を採用している(図表 7)。

図表 7：公開草案第 3 号の要点

- 適用範囲内のすべての企業結合を、パーチェス法を用いて会計処理する。持分プーリング法の使用は禁止する。
- 企業結合の結果として、被買収企業または買収企業の事業活動をリストラクチャリングするために発生が見込まれるコストは、企業結合後の費用として処理する。ただし、被買収企業が企業結合以前に自社の事業活動のリストラクチャリングに関する負債を有している場合を除く。
- 取得した無形資産は、それが資産の定義に合致し、かつ分離可能であるか、または契約その他の法的権利から生じたものである場合には、のれんとは別個の独立した資産として認識する。
- 取得した識別可能資産および引き受けた負債と偶発債務は、公正価値をもって当初測定する。
- のれん、または耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わない。その代わり、毎年、あるいは事象や状況の変化により減損の可能性が示されている場合にはより頻繁に、のれんの減損テストを実施する。

(資料) IASB、企業会計基準委員会

(3) 企業結合（第 2 フェーズ、パーチェス法の適用）

企業結合（第 2 フェーズ、パーチェス法の適用）は以下のテーマを扱うプロジェクトである。

- パーチェス法の適用に関する問題（FASB との共同プロジェクト、パーチェス法の適用に関する IFRS と USGAAP の相違の解消が目的）
- ジョイント・ベンチャーの形成と共通支配下の取引に関する会計処理
- フレッシュ・スタート法（すべての結合当事企業を結合時の時価で評価替えする手法）の適用可能性

パーチェス法の適用に関する問題とは、パーチェス法を適用する際に問題となるより実務的な事項に関する取り扱いを明確化するものであり、公正価値の測定を行うための枠組みや、のれんの少数株主持分相当額の認識に関する問題（取得企業の持分比率が 100%未満の場合に、のれんとして認識すべき金額を取得企業の持分に対応する部分のみとするか、少数株主持分に対応する部分も含めたのれん総額とするかという問題）、偶発資産・負債の取り扱いなどが議論されている。

このうち、公正価値の測定を行うための枠組みについては、①観察可能な市場取引（取引日またはそれに近い日における同一もしくは類似の項目に対する現金による交換取引）を参照すること、②①が利用できない場合、市場参加者が資産・負債の公正価値を評価す

るに際して考慮すると見込まれる仮定を用いた見積技法を利用すること、③①、②とも利用できない場合、市場の仮定に反しない仮定（例えば企業独自の要素により策定された仮定）を用いた見積技法を利用すること（この場合には市場参加者の反証がない限り有効とされる）、という手順が定められた。

のれんの少数株主持分相当額の認識に関しては、第 1 フェーズで示された「購入のれん方式」ではなく「全部のれん方式」を用いることで暫定合意がなされた。

全部のれん方式とは、支配獲得時における取得企業ののれん総額を認識する方法で、少数株主持分に対応する額を含むものである。一方、購入のれん方式は、支配獲得時において取得企業が購入したのれんのみ認識する方法で、少数株主持分に対応する額は含まないものである（図表 8）。図表の例では、全部のれん方式では 500、購入のれん方式では 350 を認識することになる。

全部のれん方式を採用する理由として、IASB は、のれんが概念フレームワークにおける資産の定義を積極的に満たすため、他の資産と同様に総額で表示すべきことを挙げている。

図表 8：全部のれん方式と購入のれん方式

		少数株主持分	親会社持分		
		30%	70%		
子会社の識別可能純資産の公正価値 1500	{	350	1050	{	子会社の公正価値
		150	購入のれん 350		
全部のれん 500	}				

（資料）企業会計基準委員会

これ以外にも、偶発資産・負債を企業結合時点の公正価値で認識することや、少数株主持分を連結貸借対照表上、資本に分類し、親会社の資本と区分して表示することなども合意されている。少数株主持分の処理については、この合意に基づき、親会社が支配を継続している間に行われる、親会社と少数株主との間の株式の追加取得・売却に伴うプレミアム・ディスカウントは資本の部で認識することになる。

（4）プロジェクトが及ぼす影響

わが国においては 2003 年 10 月に企業会計審議会より「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」が発表された。

意見書は、独立企業同士の結合だけでなく、ジョイント・ベンチャーの形成や共通支配下の取引についても対象としており、持分プーリング法を存続させるとともに、のれんを償却資産として取り扱うことを明らかにしている。すなわち、①結合の対価が議決権のある株式である、②結合後の議決権比率が 50 : 50 の上下おおむね 5 パーセントポイント以内、③②以外にも支配関係を示す一定の事実がない（役員数等）、の 3 要件を満たす企業結合については「持分の結合」と判定して持分プーリング法を適用することを定めている。一方、「持分の結合」と判定されなかったものは「取得」と判定してパーチェス法を適用し、のれんについては 20 年以内に規則的に償却することを求めている。これは、対等合併の精神を強調することの多いわが国の企業風土に配慮したものであるが、IASB の議論とは相いれない内容となっている。今後、持分プーリング法の廃止に代表される国際的な議論の動向と、わが国の企業風土との間で、困難な問題に発展する可能性がある。

7. 包括利益報告（旧：業績報告）

(1) プロジェクトの目的

包括利益報告プロジェクトは、IASB が英国の会計基準設定主体である英国会計基準審議会（ASB）と共同で進めているものであり、損益計算書の記載内容や表示形式を全面的に見直すプロジェクトである。本プロジェクトは、認識されたすべての収益・費用を基に算出された包括利益を最終利益として表示することを柱としており、株主持分変動計算書やキャッシュ・フロー計算書にも影響を及ぼすものである。なお、本プロジェクトは当初業績報告プロジェクトという名であったが、2003 年 6 月より包括利益報告プロジェクトと称されるようになった。

IASB は、このプロジェクトの目的は、財務諸表を利用する者の企業の財務内容に対する理解を促進するとともに、将来の業績予測にも役立つ方法ですべての収益・費用を区分して表示することであるとしている。また、プロジェクトを開始する背景となった問題意識として、①現行の損益計算書の収益・費用科目の定義が不完全なため企業間で計上方法が統一されていないこと、②企業がプロフォーマ利益⁹やコア利益など独自の利益尺度を利用することにより企業間の比較可能性が損なわれていること、③損益計算書上の多岐にわたる科目をより機能的に整理し得ること、④損益計算書に計上するものと貸借対照表の資本の部に直接計上するものとを区別する確固たる概念的裏付けがないこと、を挙げている。

(2) 提案されている内容

現在提案されている新しい損益計算書の様式は、事業利益、財務費用、税金、廃止事業

⁹ 会計基準にのっとった利益に何らかの修正を加えた利益であり、個々の企業のインセンティブによって作成・開示されるという特徴がある。例えば、会計基準に従えば費用計上しなければならない項目を戻し入れて期間損益計算を行ったものを開示する例がある。（IMES DISCUSSION PAPER SERIES「非会計情報の開示の意義と開示規制のあり方」日本銀行金融研究所）

の 4 つに大別される（キャッシュフロー・ヘッジの金額が別途調整される）。このうち事業利益はさらに、営業利益、その他事業利益、金融収益（金融資産から発生する収益・費用）に区分されている（図表 9）。

事業利益と財務費用との区分は、事業利益が企業価値に直接関連する測定規準である一方、財務費用と包括利益が相対的に負債価値や株主価値に関連する指標であるとの考え方によっている。すなわち、金融資産を含めたすべての資産の運用によって生じた利益をまず表示し、支払利息などの費用と株主に帰属する利益を分けることにより、債権者と株主

図表 9：損益計算書の様式案

	合計	再測定前	再測定
収益	1000	1000	—
貸倒損失	(10)	—	(10)
売上原価	(400)	(340)	(60)
販売費及び一般管理費	(250)	(200)	(50)
営業利益	340		
除却損益	100	—	100
有形固定資産再評価	150	—	150
投資資産	—	—	—
のれん	(100)	—	(100)
為替換算損益	(50)		(50)
その他事業利益	100		
関連会社収益	50	50	—
持分投資	(60)	—	(60)
債券投資	20	5	15
年金資産	(150)	—	(150)
金融収益	(140)		
事業利益	300		
負債に係る費用	(80)	(120)	40
年金数理費用	(120)	(200)	80
財務費用	(200)		
税金	(30)	—	—
廃止事業	(10)	(5)	(5)
キャッシュフロー・ヘッジ	50	—	50
包括利益	110		

（注）第 7 案。

（資料）IASB

の双方にとって有用な情報が提供できると想定されている。

なお、金融収益の項を設ける理由は、金融収益と財務費用との関連性が深いことや、本来の事業活動と金融活動は性格を異にすることが理由である。

また、提案されている様式は、それぞれの項目について「再測定前」と「再測定」を横に並べたマトリックスの形が採られている。ここでいう「再測定」とは、資産・負債の帳簿価額を時価などと比較し差額を修正することを指し、固定資産の再評価・減損損失・売却/除却損益、年金の数理計算上の差異、金融商品の時価評価に基づく評価損益、のれんの減損などが含まれる。

「再測定」は一時的な性質を有する損益であり、投資家が将来の利益を予測するにあたってはその情報価値が低いと考えられることから、通常の経済活動から生じる損益である「再測定前」とは区分して表示される。すなわち、「再測定前」が継続的に維持可能な利益の指標として投資判断などに有用なものと想定されている。

(3) プロジェクトが及ぼす影響

IASB は、このプロジェクトは表示に関するものであり、収益・費用などの認識・測定は対象外としている。しかし、本プロジェクトは従来の利益の概念を一変させ得るものであり、その重大性、影響の大きさは明らかである。

すなわち、ここまで見てきたように、新しい損益計算書は包括利益を最終利益とするものであり、現行の当期純利益が表示されない。また、金融商品の時価評価差額など、いったん未実現利益として表示されたものを、実現した段階で実現損益へ振り替える処理（リサイクリング）が認められていない。

このプロジェクトが決定されて実際に適用されると、含み益のある持ち合い株式を売却するなどして本業の不振分を埋め合わせるといった手法を取ることができなくなる。このように、決算における経営者の裁量の排除という観点からは、一定の利点を見出すことができる。

しかし、一方で、従来は資本の部に計上されていた持ち合い株式などの時価評価差額や為替換算調整勘定などが、直接の業績変動要因となることへの懸念は大きい。経営者は、自らが積極的に行った意思決定によって生じた事象のみならず、株価や為替レートといった市場における価格変化など経営者の力量を超えるものを含め、企業に対し財務的影響を及ぼすすべての事象に対処することを強制されるためである。そのため、わが国などは、仮に包括利益が導入されるとしても、従来の当期純利益の表示を併用すべきとの立場を取っている。

IASB はこのプロジェクトの公開草案を 2003 年末までに発表する予定にしていたが、各国からの反対意見が多く進行が遅れたため、サンセット・レビューの対象となった。しかし、前述の通り 2003 年 11 月の IASB 会議においてプロジェクトの継続が合意されている。

8. 株式報酬会計

(1) プロジェクトの目的および経過

ストック・オプションなどの株式を用いた報酬が世界的に普及しつつあるにもかかわらず、多くの国で株式報酬の認識や測定に関する会計基準が存在しないうえ、制定されている場合でもその内容には時代遅れ・不適切な部分が散見される。特に、従業員に対する株式報酬取引から生じる費用が認識されないことが経済的なゆがみを発生させ、コーポレート・ガバナンス上も問題となっている。IASB は、こうした現状を踏まえ、高品質の世界的な会計基準の策定を目指して本プロジェクトを進行し、2002 年 11 月に草案（公開草案第 2 号）を公開した後、2004 年 2 月に基準書を確定させた（IFRS 第 2 号）。

(2) 基準書の内容

IFRS 第 2 号は、原則として、すべての株式報酬取引を財務諸表上で認識し、公正価値で測定することとしている。さらに、企業の株式（IFRS ではより厳密に持分金融商品（株式・ワラント等））の語が用いられている）を対価として財貨・サービスを受け取る取引の公正価値は、受け取った財貨・サービスの公正価値を用いて測定されるが、その測定が困難な場合などには、付与した株式の公正価値を用いたり参考にしたりとすることとしている（図表 10）。

図表 10：IFRS 第 2 号の要点

- 企業は、株式報酬取引を財務諸表に認識することが必要であり、それには現金、その他の資産または企業の持分金融商品で決済される従業員との取引が含まれる。他の基準書が適用される場合を除き、本基準書に例外はない。
- 原則として、公正価値の見積もりにおける信頼性が低い場合以外は、企業の持分金融商品を対価として財貨・サービスを受け取る取引を、受け取った財貨・サービスの公正価値で測定する。受け取った財貨・サービスの公正価値の測定に信頼性がない場合には、付与した持分金融商品の公正価値を参考に当該取引を測定する。
- 従業員およびその他の類似サービス提供者との取引においては、通常、受け取った従業員のサービスの公正価値について信頼性のある見積もりを行うことが不可能であるため、付与した持分金融商品の公正価値を測定する。付与した持分金融商品の公正価値は付与日現在で測定する。
- その他の者（すなわち、従業員およびその他の類似サービス提供者以外の者）との取引については、受け取った財貨・サービスの公正価値を信頼性高く見積もることができるという、反証可能な前提を置く。この公正価値は、企業が財貨を獲得した日ないしは相手方がサービスを提供した日現在で測定する。まれではあるが、こうした前提が反証された場合には、企業が財貨を獲得した日ないしは相手方がサービスを提供した日現在の、付与した持分金融商品の公正価値を参考にして、取引を測定する。
- 付与した持分金融商品の公正価値を参考に測定された財貨・サービスについては、一

般に、適切な測定日（上記で規定）現在の株式またはオプションの公正価値を見積もる際に、権利確定条件は考慮に入れない。その代わり、権利確定条件は、取引金額の測定に含まれる持分金融商品の数を調整することによって考慮される。したがって最終的には付与した持分金融商品の対価として受け取った財貨・サービスについて認識する金額は、権利確定した持分金融商品の数が基礎となる。

- 付与した持分金融商品の公正価値は、利用可能であれば市場価格を基礎とし、持分金融商品が付与された契約条件を考慮に入れることとしている。市場価格が存在しない場合には、知識があり自発的な第三者間の排他的な取引が測定日にあったと仮定すれば持分金融商品の価格がどうなったかを見積もるための評価技法を用いて公正価値を見積もる。
- オプションまたは株式付与の契約条件が修正された場合（例えば、オプションの行使価格が変更された場合）、あるいは付与が取り消された場合、買い戻された場合、他の持分金融商品へ置き換えた場合についての規定も設けている。
- 現金決済型の株式報酬取引においては、取得した財貨・サービスや発生した負債を、負債の公正価値で測定する。負債が決済されるまでは、各報告日および決済日に負債の公正価値を再測定し、価値の変化はその期の損益として認識する。
- 契約条件により、企業と財貨・サービスの提供者のいずれかに、取引を現金で決済するか持分金融商品の発行によるかの選択権を与えている株式報酬取引についての規定も設けている。
- 財務諸表を利用する者の以下の理解を可能とするために、さまざまな開示が求められる。
 - 当期中に存在していた株式報酬契約の性質および範囲
 - 当期中に受け取った財貨・サービスの公正価値ないし、付与した持分金融商品の公正価値の算定方法
 - 株式報酬取引が企業の当期の損益や財政状態に与えた影響

（資料）IASB、企業会計基準委員会

（3）基準書確定の影響

わが国においては2002年12月に企業会計基準委員会より「ストック・オプション会計に係る論点の整理」が公表され、現在、同委員会で引き続き審議がなされている。

ストック・オプション会計の議論においては費用認識の要否が最大の論点となっているが、企業会計基準委員会の下に設置されているストック・オプション等専門委員会では、2003年12月の審議において、理屈の上では費用認識に根拠があることでおおむね意見が一致している。

現在わが国にはストック・オプション等の株式報酬に関する会計基準がないため、ストック・オプションに関して費用を計上している企業は少数とみられる。しかし、今後、費

用計上を義務付けられることになれば、ストック・オプションの公正価値の金額が大きな会社にとって、財務面で重大な影響が出ることは避けられない。そのため、経済界からは、ベンチャー企業の収益を圧迫し、本来のストック・オプション制度の活用を妨げる恐れがあるとして、ストック・オプションを公正価値で評価し費用認識する会計処理について、反対の声も根強く聞かれる。

9. 金融商品に起因するリスクおよびその他の開示（旧：金融機関の活動）

(1) プロジェクトの目的

初めは IAS 第 30 号「銀行および類似金融機関の財務諸表開示」の改訂に焦点を当てたプロジェクトであったが、銀行や類似金融機関に限定するのは不適切であるとの判断から、預金受入・貸出・証券業務など金融業務を行う企業全般に対象が広げられた。しかし、金融業務を行う企業の業態は各国さまざまであり、共通の定義を行うことが困難であることから、その後、本プロジェクトはすべての金融商品に起因するリスクおよびその他の開示について取り扱うこととなり、事業内容を問わず金融商品を保有するすべての企業を対象とすることに変更された（ただし、中小企業への適用に関しては「中小企業の会計」プロジェクトで別途検討される）。

今後、2004 年半ばに公開草案（「金融商品に起因するリスクの開示」の公開草案と、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、同第 32 号「金融商品：開示および表示」の該当部分を改訂する公開草案）を公表し、2005 年に基準書を確定させる予定である。

(2) 提案されている内容

現段階で提案されている内容は、企業が財務諸表の利用者に対し、報告期間や報告日における金融商品に起因するリスクの性質および範囲を評価することができるよう情報を開示することを原則としており、具体的には下記の開示を要求するものである。

① 定性的開示（金融商品に起因するリスク・エクスポージャーに関する質的情報）

それぞれの金融リスクについて、㊦リスクの発現とその発生過程、㊦リスクの対象、リスク管理の方針・経過、リスク測定に用いた方法（前期からの顕著な変化を含む）を開示する。

② 定量的開示（企業のリスク管理システムに基づく量的データ）

それぞれの金融リスクについて、㊦報告日におけるリスクの程度についての定量的データ（社内の取締役会に提出される情報に基づくことを要す）、㊦以下の㊦～㊦で定められている信用リスク、流動性リスク、市場リスクについての最低限の開示事項（㊦で開示されなかったもの）、㊦リスクの集中（㊦および㊦から明らかでない場合）を開示する。

なお、報告日における定量的なデータが期中におけるリスクを代表しない場合には、期中におけるリスクの最高値、最低値、平均値などの追加的情報を開示する。

③ 金融商品に起因するその他のリスク

金融商品に起因するその他のリスク（残価リスク¹⁰など）がある場合には、それを開示する。

④ 信用リスク

㊦報告日における最大信用リスク・エクスポージャーを示す金額（担保やその他の信用補完は考慮しない）、㊦㊦で開示された金額に関する担保やその他の信用補完についての解説（担保の公正価値を含む）、㊦金融資産の信用の質に関する情報（延滞しているが減損していない金融資産、減損している金融資産、これらに関連する担保やその他の信用補完）を開示する。

⑤ 流動性リスク

㊦金融負債ごとの契約上の満期を示す満期分析、㊦㊦に含まれる流動性リスクの管理方法についての解説を開示する。

⑥ 市場リスク

㊦報告日における市場リスクごとの感応度分析、㊦感応度分析に用いた手法と仮定、㊦使用した手法と仮定についての前期からの変化を開示する。

また、上記で示されたリスク開示のフレームワークとは別に、自己資本規制に関する開示についての規定も明確化された。すなわち、企業は、㊦資本管理の目的、方針、過程に関する質的情報（i 資本とみなす金融商品の詳細、ii 外部から自己資本規制が課されている場合における当該規制の性格や資本管理への組み込まれ方、iii 資本管理の目的達成に向けた方法など）、㊦資本とみなす金融商品と経営陣が設定した自己資本の目標に関する量的データの概要、㊦㊦および㊦における前期からの重要な変化、㊦当期において、経営陣が設定した自己資本の目標および外部から課された自己資本規制を順守できたかどうかの事実、㊦順守できなかった場合にはその帰結、について社内の取締役会に提出されている情報をもとに開示する必要がある。なお、企業が複数の方法で資本を管理していたり、複数の異なる自己資本規制を課されたりしている場合には（例えば、ある企業が保険業務と銀行業務を行う事業体をそれぞれ保有している場合あるいは複数の国・地域で活動している場合など）、これらの合算情報ではなくそれぞれ別々に開示することが求められている。

さらに、貸借対照表、損益計算書における開示について、以下の事項が定められた。

- ① 貸借対照表における分類は、㊦売却目的の金融資産、㊦公正価値で測定し、純利益に計上するその他の金融資産、㊦満期保有投資、㊦自己創造の貸付金・債権、㊦売却可能金融資産（わが国の基準における「その他有価証券」に相当）、㊦買戻目的の金融負債、㊦公正価値で測定し、純利益に計上するその他の金融負債、㊦償却原価で測定

¹⁰ 残価とはリースや担保融資における対象財物の将来の中古価格であり、残価リスクは残価が変動するリスクを指す。例えば、オペレーティングリースではリース終了後に必ず見積残存価格が残るが、この残価はリース終了時点のマーケットにさらされ、マーケット価格が残価より低い場合、リース会社が損失を被ることになる。

する金融負債、とする。

- ② 引当金が減損している金融資産の簿価減額のために使われている場合、㊦減損している金融資産の簿価を直接減額する時期（あるいは逆の場合には、増額する時期）、および引当金を使用する時期を決定する基準、㊧減損している金融資産の簿価から引当金に充てた金額を控除する基準、㊨それぞれの金融資産やその他の信用エクスポージャーごとの、報告期間における引当金の変動の調整、を開示する。
- ③ 損益計算書では、①で示した区分に沿って、損益の純額を開示する。
- ④ 金融資産や金融負債に関して認識された収益・費用に関する特記事項には、手数料収入・支払が含まれる。

(3) プロジェクトが及ぼす影響

本プロジェクトでは、金融商品に起因するリスクの管理に関する開示要請が見直し強化されている。しかも、当初の予定とは異なり、銀行や類似金融機関に限らず、金融商品を保有するすべての企業が対象となったことから、企業の事務負担が大きく増加すると予想される。

10. IAS 第 32 号および第 39 号（金融商品）の改訂

(1) プロジェクトの目的および経過

IAS 第 32 号「金融商品：開示および表示」は、金融商品の開示と、それらを負債と資本のどちらに分類するかを取り扱う規定であり、IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」は、認識、認識の中止、測定、ヘッジ会計を取り扱う規定である。

本プロジェクトは、「現行の IAS の改善」プロジェクトと同様、現行基準の不整合を取り除くとともに、追加的な指針を示して適用を容易にすることを目的としている。

IASB は、2002 年 6 月に草案を公開したうえで審議を進めていたが、その過程において、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（「マクロヘッジ」と呼ばれることもある）に対する公正価値ヘッジ会計の適用が欧州の銀行業界などから要望され、論点として浮上した。この論点は本公開草案では取り上げられていなかった事項であったため、IASB は追加的な検討を行い、結果としてマクロヘッジに関する追加の公開草案を 2003 年 8 月に公表するに至った。

その後、IASB は 2003 年 12 月に、マクロヘッジに関して変更を行うかもしれないとの条件付で基準書の改訂を公表した。なお、マクロヘッジに関する改訂は、2004 年 1～3 月に公表される予定である。

(2) 基準書の内容

基準書の改訂項目は、①金融資産の認識の中止に関する事項、②金融商品の測定に関する事項、③ヘッジ会計に関する事項、④負債と資本の区分に関する事項、などである（図

表 11)。

このうち、①の認識の中止とは、わが国の「金融商品に係る会計基準」では「消滅の認識」の語が用いられているもので、資産、負債または、それらの一部を貸借対照表から除去する、いわゆるオフバランス化を指している。改訂基準書では、認識の中止に関する判定基準が明確化され、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に、認識の中止を行うことが原則とされた。

③のヘッジ会計には、主に公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジがある。このうち公正価値ヘッジとは、ヘッジ対象の公正価値が市場価格の動きにつれて変動するもので、ヘッジ手段とヘッジ対象の双方の公正価値変動が損益計算書に計上されることになる。他方、キャッシュフロー・ヘッジとは、ヘッジ対象のキャッシュフローが、市場価格の動きにつれて変動するもので、ヘッジ手段の公正価値変動は、当初は資本の部に計上され、ヘッジ対象取引に係る相殺する損益の認識に対応させて、損益計算書に計上されることになる。ここでは、未履行の確定契約¹¹⁾のヘッジについて、予定取引のヘッジと同様にキャッシュフロー・ヘッジとして処理する従来の基準を改め、原則として公正価値ヘッジとして処理することとされた¹²⁾。

図表 11：改訂基準書の要点

① 金融資産の認識の中止に関する事項

- 金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを他に移転した場合に認識の中止を行い、リスクと経済価値のほとんどすべてを引き続き保持する場合には認識を継続する。金融資産のリスクと経済価値に関し、他に移転した部分と引き続き保持する部分の双方に重要性がある場合には、譲受人が当該資産の自由処分権を有しているかどうかによる（有している場合には譲渡人は認識の中止を行い、有していない場合は認識を継続する）。
- パススルー契約（債務者から回収した資金をそのまま最終受取人に渡す形の契約）としての一定の条件¹³⁾を満たす取引は、認識の中止の要件を満たす譲渡として取り扱う。

¹¹⁾ 確定契約とは、特定の量の資源を将来の特定の期日において特定の価格で交換する、拘束力のある契約を指す。

¹²⁾ 換言すれば、公正価値ヘッジは、公正価値変動のリスクをヘッジするもので、固定利付債など帳簿上既に認識されている資産・負債や未履行の確定契約（例：商品購入の確定契約）がヘッジ対象となり得る。一方、キャッシュフロー・ヘッジは、キャッシュフロー変動のリスクをヘッジするもので、変動利付債など帳簿上既に認識されておりそのキャッシュフローが将来において変動する資産・負債や予定取引（例：原油購入の予定）がヘッジ対象となり得る。

¹³⁾ 認識の中止を行うためには、当該パススルー契約が、①回収しない限り企業にキャッシュフローの支払義務がないこと（もし回収より支払が先行する場合において回収ができない場合に、支払った金額と市場レートで算出された立替利息を受け取ることができること）、②企業に資産の売却・担保提供を行う権利がないこと、③企業に回収したキャッシュフローを遅滞なく支払う義務があり、再投資が禁止されていること（再投資を行う場合には金利の支払いを行うこと）、の3要件を満たす必要がある。

② 金融資産の測定に関する事項

- 金融商品の種類に関わらず、認識した当初の指定により、売買目的の金融商品に用いる会計処理、すなわち公正価値で測定し評価差額を損益計算書に計上する処理を選択することができる¹⁴。
- 貸付金、債権、満期保有投資について、個別には減損損失が認識されなかったものについても、集合的に減損損失を認識すべきか検討を行う。
- 売却可能金融資産のうち持分金融商品について、減損損失を認識した後に回収可能価額が回復した場合に減損損失を利益に戻し入れる手続きを禁止する。

③ ヘッジ会計に関する事項

- 未履行の確定契約のヘッジは公正価値ヘッジとして処理する。ただし、確定契約の為替リスクについてはキャッシュフロー・ヘッジとして処理することもできる。
- 予定取引で取得する資産・負債が金融商品以外の場合には、ベースス・アジャストメント（予定取引のヘッジにヘッジ会計を適用する場合において、資本の部に繰り延べられていたヘッジ手段の損益を、予定取引の実行により取得する資産・負債の取得価額に加減する処理）による処理も選択できる。

④ 負債と資本の区分に関する事項

- 金融商品が金融負債であるか、持分金融商品（資本）であるかの判定において、㊤現金またはその他金融資産を引き渡す義務、および不利な条件で金融資産・負債を交換する義務がないこと、㊦自らの持分金融商品で決済される（ないしは決済され得る）場合において、引き渡す持分金融商品の数量が変動することのない非デリバティブであるか、固定額の現金およびその他金融資産と固定数の持分金融商品を交換することにより決済されるデリバティブであること、の2つの要件を満たす場合に、当該金融商品は金融負債ではなく、持分金融商品となる（すなわち、現金等で決済される契約や、自社株の引き渡しにより決済される契約で、価値が一定額となるように株数が変動する条件となっている契約などは、金融負債となる）。
- 転換社債型新株予約権付社債のような複合金融商品における負債部分と資本部分を区分する手順は、負債部分の金額を先に測定したうえで、残額を資本部分とする。

（資料）IASB、企業会計基準委員会

(3) マクロヘッジに関する改訂（公開草案の内容）

マクロヘッジは現行の IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」では認められておら

¹⁴ 本項目は「公正価値オプション」と呼ばれているが、公正価値オプションはその適用範囲が広いと、不適切に利用されるとの懸念が出されており、2004 年 2 月の IASB 会議において、公正価値オプションの取り扱いを修正する公開草案を今後公表することが暫定合意された。

ず、2002年6月の公開草案でも取り上げられていなかったが、公開草案に対するコメントでマクロヘッジを認めるべきとの意見が多く寄せられたことから、上述の通り、2003年8月にマクロヘッジに関する追加の公開草案が公表された。

多数の金融資産・負債を有する銀行業では通常のヘッジ会計の要件を満たすヘッジ指定が容易ではなく、またキャッシュフロー・ヘッジの手法によればヘッジ手段の損益が資本の部に繰り延べられて、自己資本の変動を生じてしまうことから、欧州の銀行業界などは公正価値ヘッジとして処理することを要望していた。

公開草案は、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の原則に準拠したうえで、マクロヘッジを使用している企業にとって実務上適用可能な処理方法の策定を目的としており、マクロヘッジに対して公正価値ヘッジ会計をより容易に適用できるようにする内容となっている。

公開草案では、ヘッジ対象を満期（契約で規定された改定日でなく、予想される金利改定日）となる期間ごとの資産または負債の金額として指定することを認め、当該指定金額に関連する金利リスクの一部のみをヘッジすることも可能としている。

また、ヘッジ対象の金額算定の基礎となるすべての資産・負債は、個別に指定されたとしても公正価値ヘッジ会計の要件¹⁵を満たすものでなければならない。そのため、要求払預金など、相手先の要求があれば直ちに償還する負債は、相手先が支払要求を行える最短期間以外の期間では、公正価値ヘッジ会計の対象とすることができない。こうした性質の預金をヘッジ対象とするのは予定取引のヘッジであり、公正価値ヘッジの対象としては適格でないとの考えに基づくものである。

さらに、満期期間枠のヘッジ対象として指定された資産・負債の金額に基づいて、ヘッジの有効性評価に用いる割合を決定し、ヘッジの非有効部分はすべて損益として認識される。すなわち、ヘッジ対象リスクに帰属するヘッジ対象の公正価値変動とヘッジ手段の公正価値変動との差額として、損益計算書に計上される。

ヘッジされたリスクの変動によるヘッジ対象に帰属する損益に関する調整は、特定の満期期間に係るヘッジ対象が資産である場合には資産の独立項目として、また、特定の満期期間に係るヘッジ対象が負債である場合には負債の独立項目として、金融資産あるいは金融負債の次に表示することで行われる。

(4) 基準書確定の影響・追加プロジェクトが及ぼす影響

わが国では、金融商品の保有目的に応じて会計処理を行う包括的な金融商品会計が存在し、本プロジェクトで検討された内容と大筋で一致しているが、認識の中止など一部で相違も見られる。

改訂された基準書では、前述の通り、金融資産のリスクと経済的価値のほとんどすべて

¹⁵ ヘッジ会計の要件を満たすためには、ヘッジ関係が①文書等により明確化されている、②信頼性をもって測定できる、③実際に有効である、必要がある。

が他に移転した場合に、認識の中止が行われる一方、わが国の基準では、金融資産を構成する財務的要素に対する支配が他に移転したときに、移転した財務構成要素について消滅の認識が行われる。このことから、リスクを留保した売上債権であっても、譲渡人が譲渡資産に対する支配の移転をした場合には、わが国の基準に基づけば消滅の認識が行われるのに対し、改訂基準書では認識の中止が認められないなど、結果が相違する場合が生じる。

また、債権の減損の測定や貸倒見積高の算定にあたっては、わが国では債権を 3 つに区分する手法が取られるが、改訂基準書では、個別に債権の減損を見積もり、個別に減損していない債権についてもグループとして減損を見積もることから、こちらも結果が相違する可能性がある。

さらに、ヘッジ会計に関しては、わが国ではヘッジ手段の損益は貸借対照表上で資産または負債として繰り延べる手法が取られ、公正価値ヘッジやキャッシュフロー・ヘッジによる会計処理の違いはない。この点も改訂基準書とは異なる¹⁶。

そもそも、わが国の金融商品会計は、IASC や米国での議論の影響を大きく受けて策定されており、IASB による認識の中止の要件明確化などに伴い、今後わが国の基準を再度見直す動きが出る可能性は否定できない。

1 1. 連結（含、SPE）

(1) プロジェクトの目的

連結範囲の判断基準に関するプロジェクトであり、なかでも特別目的事業体（SPE）の取り扱いが主要テーマの 1 つとなっているほか、連結手続きも取り扱われる。本プロジェクトは、最終的に IAS 第 27 号（連結および個別財務諸表）に代わる新しい基準書を発行することを目的としており、2004 年の終盤に草案を公開する予定である。

(2) 提案されている内容

IASB は、支配の概念を連結の基礎として用いることとしており、まず SPE 以外の企業について重点的に議論している。

IASB の暫定合意によれば、支配の概念は以下の 3 つの要件を満たす必要がある。

- ① 戦略的決定を行い、営業・財務における方針・戦略を指示する力がある。（パワー基準）
- ② 便益を利用する力がある。（ベネフィット基準）
- ③ これらの力を便益の増進・保護・維持のために利用できる力がある。

支配の有無は個々の案件ごとに判断されることになるが、支配の形態にかかわらず、支配の要件を満たす場合には連結対象となる。また、継続することが不確実であっても現時点で支配していれば、連結対象となる。支配の要件として最小の持株要件は設けず、保有

¹⁶ ただし、日本基準におけるヘッジ会計の要件が改訂基準書と整合的であることから、結果として損益の差は少ないとされる。

する議決権が過半数に満たなくとも他の株主が分散している場合や、契約を通じて支配している場合も、支配に含まれる。

子会社の事業が親会社の事業と類似のものでないことや、子会社の採用している測定モデルが親会社のものと異なるという理由では連結対象外とはならない。

上記 3 要件のうち、①のパワー基準に関しては、以下の暫定合意がなされている。

まず、パワー基準を満たすためには、方針決定における排他的な力があることを要する。ただし、親会社自らの役員や関連会社などを通して子会社に影響を与えることができる場合もあるため、このような場合の評価について引き続き検討する。

また、パワー基準を満たすためには、力があることが要件であり、仮にその力を使用していない場合でも要件を満たす。このため、潜在的な議決権（未行使であるが行使可能なオプションなど）が現在の支配の評価に関係することがあるが、こうした潜在的な議決権をどのような場合に考慮するのが適切なのかについても引き続き検討する。

さらに、拒否権が営業や財務に関するものであったり、通常の事業過程における意思決定に関するものであったりするときには（ビジネス・ユニットの廃止や重要な資産の取得といった組織の根本的な変更に限らない）、たとえ、その拒否権が行動を阻止することに限定されたものであっても、当該拒否権の存在によりパワー基準の要件が満たされないことがある。

②のベネフィット基準に関しては、以下の暫定合意がなされている。

ベネフィット基準を満たすためには、便益を利用する力があることが要件であり、仮に便益を受け取っていない場合でも要件を満たす。

また、ベネフィット基準を満たす便益の種類は、残存持分から生み出されるものや、そうした性質を持つものに限定されない（例えば、共同的な利益など）。さらに、便益が子会社から直接得られるものである必要もなく、他の資産との結合により生じることもある（例えば、完全子会社が有する、まだ利用されていない次世代の特許によって、競合相手の特許取得を排除し、自社の市場シェアを守ることができる場合など）。

①のパワー基準と②のベネフィット基準を満たした場合には、③の基準の判定に移る。広範な権限を付与された受託者は、方針を決定する力と、手数料の受け取りを通じて便益を受ける力を有するが、自身のためというより委託者のためにその力を使う義務を負っている点で、親会社とは区別されるが、委託者を利するために自らの力を用いた結果、自らを利するに過ぎない場合は、親会社とはならないとした。③の基準は主にこうした受託者と親会社の区分を目的としている。

IASB は、SPE を含むすべての支配下企業に新しい基準書を適用することに暫定合意しており、上記の通り SPE 以外の企業について議論が進められている一方で、SPE の連結に関する原則はまだ詳細に議論されていない。ただし、上記の、SPE 以外の企業に対する原則を適用するよう提案がなされており、今後議論が本格化すると見込まれる。

(3) プロジェクトが及ぼす影響

米国ではエンロン事件に見られた SPE を用いた簿外取引による会計操作が問題視されたことから、2003 年 1 月に FASB が新たな解釈指針を発表し（さらに同年 12 月に改訂）、変動持分事業体という概念を導入するとともに、SPE の連結範囲を拡大させた。変動持分事業体とは、リスク資本が総資産の 10%未満であり、資本の出資者が財務上の持分を支配する性格に欠ける（議決権を行使する意思や能力がない、出資が他の全ての持分に劣後している場合など）事業体である。これにより、資産の 3%以上を第三者が出資していれば連結対象から除外できる規定が 10%以上に引き上げられ、また実質的に支配している場合には連結除外できないようにされた。

他方、わが国では、企業会計審議会が「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取り扱い」で特別目的会社を子会社に該当しないこととし、連結対象外としている。日本公認会計士協会の調査¹⁷でも、投資の会計処理として連結および持分法を採用している事例は少なく、原価法を用いている事例が圧倒的に多いとされている。さらに、流動化による影響（オフバランスしている債権・不動産の金額、譲渡損益など）に重要性があると思われるにもあると思われるにもかかわらず、何ら開示していない会社も存在する。SPE設立のスキームにおいて、損失や負債をオフバランスにするというような特別の意図で行われる場合が皆無とは言えないことから、本プロジェクトの実施により、損失計上を余儀なくされる企業が出ることも予想される。

12. 収益および負債についての概念

(1) プロジェクトの目的

収益の認識基準、すなわち売上高の計上基準について検討するプロジェクトであり、FASB と共同で進められている。

収益の定義と認識は困難な問題であって実務上議論も多く、概念フレームワークや会計基準の国際的な収れんを図るうえで重要なテーマである。また、IASB の概念フレームワークと IAS 第 18 号「収益」における収益の定義や認識基準が、概念フレームワークの資産・負債の定義と合致しない点があるほか、IAS 第 18 号「収益」が複数の要素を持つ収益契約（さまざまな製品・サービス・権利の提供を内容とし、それら多様な要素の発生時期が異なる契約）を十分には取り扱っていないことも本プロジェクト開始の背景となっている。

IASBは、概念フレームワークの見直しとIAS第 18 号「収益」の改訂に係る公開草案を 2004 年中に公表することを目指している¹⁸。

¹⁷ 日本公認会計士協会「特別目的会社（SPC）に関する調査結果報告」（平成 14 年 12 月 10 日）による。

¹⁸ 2004 年 2 月のIASB会議において、公開草案を公表する前に、ディスカッション・ドキュメントを発表し、コメントを求める手続きが暫定合意されている。

(2) 提案されている内容

IASB は本プロジェクトにおいて、稼得過程という観念ではなく、資産・負債の変動に焦点を当てたアプローチを採用する方針を示している。

その原則の下で、まず、収益が認識されるためには、④要素基準（資産または負債の変動が発生していること、特に、株主からの出資を除き、資本を増加させる資産の増加が発生したこと、ないしは資本を増加させる負債の減少が発生したこと）と⑤測定基準（資産または負債の変動が適切に測定できること、特に、当該資産または負債が適切な属性をもって測定され、資産の増加ないしは負債の減少が十分な信頼性をもって測定されること）を満たす必要があるとの暫定合意がなされている。また、将来の経済的便益の流入可能性が高いという蓋然性基準は、収益認識の基準として用いられない。

複数の要素を持つ収益契約は、本プロジェクト開始の要因の 1 つともなった問題であるが、ケーススタディを通して IASB の上記アプローチ（資産・負債の変動に焦点を当て、要素基準と測定基準を用いるアプローチ）と FASB の緊急問題タスクフォース (EITF) のアプローチとの比較が行われ、両者の結果が同様であるか、異なる場合でも IASB のアプローチに優位性があることの確認がなされた。

また、第三者が自らの代わりに顧客に対する義務を果たした場合において、顧客から受け取った対価の全額を収益として認識するか、あるいは純額だけを認識するかという問題については、EITF が取り上げたケースの検討を行った結果、企業が自ら履行した活動に関してのみ収益を認識すべきとされたが、自ら履行した活動の定義をめぐり、さらなる検討が行われている。

このなかで、収益認識の概念に関する⑧流入総額説（収益を、顧客から受け取りかつ支配している対価とする考え方）、⑨負債消滅説（収益を、企業が主に法律の上で負っている履行義務の消滅に伴って生じる顧客に対する負債の減少とする考え方）、⑩広義履行説（収益を、最終的に顧客に引き渡される製品・商品・サービスの提供に必要な活動に伴って生じる資産の増加ないしは負債の減少とする考え方）、⑪付加価値説（収益を、産出物（商品・サービス）の価値のうち投入物（企業が第三者から購入した原材料・サービス）のコストを上回る部分とする考え方）の 4 つの考え方が提示され、検討の結果、収益の定義の基礎には、負債消滅説ないしは広義履行説（あるいはこれら 2 つの組み合わせ）を置くことが合意され、審議が継続されている。

これらの議論以外には、契約上の権利・義務を⑫条件付（契約の履行が不確実な事象に依拠している場合）、⑬無条件（契約の履行が時間の経過だけを条件とする場合）、⑭成熟（契約の履行期日が到来している場合）の 3 種類に分け、資産・負債として認識されるための条件等の合意もなされている（i 条件付の権利・義務は資産・負債の定義を満たさないこと、ii 無条件の権利や成熟した権利は、それに強制力があり、将来の経済的な便益を受領できる場合に、資産の定義を満たすこと、iii、無条件の義務や成熟した義務は、それに強制力があり、企業に将来経済的な便益を犠牲にすることを強いる場合に、負債の定

義を満たすこと、などが合意されている)。

(3) プロジェクトが及ぼす影響

上述の通り、IASB は、収益の認識にあたって、製品・商品の市場での実現と稼得過程の完了を収益認識の決定的事象とするアプローチではなく、資産・負債の増減を収益認識の対象とするアプローチを採用する方針である。前者のアプローチを採用すれば、例えば、出荷基準、引渡基準、検収基準などのいずれを用いるにしても、その時点は販売側で決定可能であり、経営者の意図によって左右されることとなる。一方、後者のアプローチでは、収益の認識が資産・負債の価値変動のみで決まるため、経営者の意図は反映されず、利益操作が行われにくいという利点がある。

こうした資産・負債中心観に基づく収益認識は、包括利益報告プロジェクトで検討されている事柄と相通ずるものである。しかし、本プロジェクトで検討されている内容は、包括利益報告プロジェクトの項で記したように、従来の利益の概念を一変させ得るものであり、わが国にも大きな影響を及ぼす可能性を秘めていることは間違いない。

1 3. IASB のあり方と日米欧の会計基準の相互承認

(1) IASB のガバナンスや会計基準の設定手続きに対する批判・懸念

これまで、IASBにおいて現在審議が進められている主な項目の中に、わが国の現行の会計慣行と根本的に異なり、劇的な変化を生じる恐れのあるものが含まれていることを見てきた。さらに、本稿では取り上げなかったが、年金会計プロジェクト (IFRSと各国基準の短期収れん)における数理計算上の差異を発生時に損益計算書で即時認識することの検討¹⁹や、本格的な検討の前段階にあるリース会計、現在正式な検討を中止している金融商品の全面時価会計²⁰など、他にも注視すべき項目が存在している。

今日、IASB の国際社会における存在感は急速に拡大し、各方面に及ぼす影響が大きくなっていることは疑いようのない事実である。しかし、そうした一方で、IASB の検討する会計基準の内容とは別に、IASB 自身のガバナンスや会計基準の設定手続きに対する批判や懸念も増えつつある。

ガバナンスに関しては、現在、IASB の委員 14 名の出身国が、米国 4 名、英国 3 名、日本、ドイツ、フランス、カナダ、スイス、オーストラリア、南アフリカ各 1 名と、その構成に偏りが見られることから、各国の意見を反映せず、特定の国の意向が働きやすいとの懸念が多く示されている。また、リエゾンに関する責任の位置付けや選任手続きが明確で

¹⁹ 同時に、一定範囲内での未認識 (コリドール) 処理と、コリドールを超える部分を最長で従業員の残存平均勤続年数にわたって償却する遅延認識処理を廃止することの暫定合意がなされている (ただし、本アプローチはわが国の会計基準で採用されている方法とも異なる)。

²⁰ IASBの前身であるIASCの非公式機関であるJWGがすべての金融資産・負債を時価評価し、その評価損益を損益計算書に計上する草案を公表したが、各界からの反対に会い、現在正式な検討手続きが中止されている。

ないことも指摘されている。

また、会計基準の設定手続きにおけるデュー・プロセスの強化については、検討の初期段階から討議用資料を公開し、論点整理や公開草案の公表と並行して、公聴会など意見交換する機会を増やすほか、寄せられた意見を採用しない場合に理由を明確にすることなどが求められている。

ガバナンスや会計基準の設定手続きにおけるこうした問題を解決するためにも、IASBは主要国の会計基準設定主体や金融監督当局との連携をより深めることが必要であり、さらには基準諮問会議の改組などにより IASB の業務を監視する機能の強化も求められよう。

(2) 日米欧の会計基準の相互承認

IASB の掲げる国際的な会計基準の収れんは、方向性としては望ましいものの、各国で資本市場の制度、会社法制、税制、その他会計慣行が異なるなかで、急激に進めることは副作用が大きいと考えられる。また時間的な制約もあり、EU が IFRS を採用する 2005 年以降、日本、米国、EU という主要な 3 つの市場において、日本基準、米国基準、IFRS の 3 つが並存する形となることが確実である。

わが国においては、金融庁長官が認めることを条件に、外国企業が自国の会計基準に基づいて作成した財務諸表や、日本企業が米国基準に準拠して作成した連結財務諸表が受け入れられている。また、日本基準に準拠した財務諸表は、わが国はもとより、EU においても受け入れられている。ただし、2005 年以降の EU における取り扱いは未定である。

わが国が、企業結合会計に代表されるような、独自の経営環境を反映した会計基準を持ち続けることは意義深いことであるが、一方で、国際的に認知された会計基準との乖離が大きい場合には、海外の投資家などからこれらの会計基準に基づいた情報開示を求められる事態も十分想定される。

こうした状況に鑑みれば、可及的速やかに日米欧の会計基準をそれぞれ相互に承認する体制を構築することが望まれる。すなわち、わが国にとっては、米国（証券取引委員会（SEC））および EU（欧州委員会・加盟各国の監督当局）に対して、日本基準の受け入れを求めることが喫緊の課題である。

また、日本基準の受け入れを求めるにあたっては、同時に日本基準の国際的な信頼を回復する必要があり、レジェンド問題を解決することが肝要である。レジェンド問題とは、わが国の大手上場企業の破たんをきっかけに日本の財務諸表に対する信頼が揺らいだことに端を発したものであり、1999 年 3 月期から、英文で作成されたわが国企業の財務諸表の監査報告書に「日本基準により作成された財務諸表であり、国際基準とは異なる」といった警句（レジェンド）が米国の大手監査法人から付されている問題である。

前述したようにわが国の会計基準は、リース資産の取り扱いなどを除き国際的に見劣りしない水準に達してきており、監査基準も改訂されている。こうした事実が国際的に認知されるよう、対外的なアピールを継続・強化する必要がある。

14. おわりに

当面は日米欧の会計基準の相互承認を目指した動きが望まれるものの、わが国としても、中長期的には、IASB が目指す会計基準の国際的な収れんに対し、従来以上の対応を迫られることが不可避と考えられる。

この点に関し、企業会計基準委員会は、会計基準の収れんへの貢献と、IFRS とわが国の基準との調和の推進に最大限の努力を払う意向を鮮明にしているが、国際会計士連盟や世界銀行を主体としたワーキング・グループである会計開発国際フォーラム (IFAD) が 2003 年に公表した報告書で、わが国が会計基準の国際的な収れんに否定的な国として、アイスランド、サウジアラビアと並んで名指しで批判されるなど、わが国の立場は完全には受け入れられていない。

今後、わが国としては、対外発信の方法を見直し、会計基準の国際的な収れんを究極のゴールであると考えていることを訴えていくことが重要であり、さらには、IASB の活動を後追いするだけでなく、自ら積極的に関与し、わが国の立場を反映させるように行動していく必要がある。

以上

【参考文献】

- ・ IASB ホームページ
- ・ 企業会計基準委員会／財団法人財務会計基準機構ホームページ
- ・ 社団法人日本経済団体連合会ホームページ
- ・ 中央経済社「旬刊経理情報」2003 年 8 月 1 日号、2004 年 3 月 1 日号
- ・ 中央経済社「企業会計」2002 年 1 月号、2003 年 11 月号
- ・ ニッセイ基礎研 REPORT 2004 年 1 月号「保険の国際会計基準を巡る動向」